

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	宮古島市

宮古島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宮古島市農林水産部 農政課
所在地 宮古島市平良字西里 1140 番地
電話番号 0980-79-7813
FAX番号 0980-79-7816
メールアドレス ns.nohshin@city.miyakojima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、インドクジャク、ハシブトガラス、キジバト、スズメ、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	宮古島市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積(ha)	被害額(千円)
インドクジャク	・野菜類 (葉野菜) ・カボチャ ・葉たばこ ・ソバ ・パインアップル ・甘藷	0.99 ha	748 千円
イノシシ	・さとうきび ・甘藷 ・野菜類 (根菜)	0.1 ha	24 千円
ハシブトガラス	・果樹類 ・家畜の配合飼料等 ・飼料作物 ・家畜 (子牛)	23 戸	24 千円
キジバト	・ソバ ・家畜の配合飼料等	0.1ha	59 千円
スズメ	・家畜の配合飼料	23 戸	24 千円
カワウ	・クルマエビ	500 匹/日	80 千円/日

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

インドクジャク	: 宮古島と伊良部島の森林に生息しており、葉野菜やカボチャ、ソバの実、葉たばこなどに被害を与えている。パインアップルへの被害も懸念されている。
イノシシ	: 宮古島の北海岸沿いの森林に生息しており、周辺のサトウキビや甘藷などに被害を与えている。パインアップルへの被害も懸念されている。
ハシブトガラス	: 市内全域に生息しており、牛の飼料の食害や子牛に対する被害を与えている。パインアップルへの被害も懸念されている。
キジバト	: 市内全域に生息しており、ソバの実や牛の飼料などに被害を与えている。
スズメ	: 市内全域に生息し、牛の飼料などに被害を与えている。
カワウ	: 冬季(10月~4月頃)に渡り鳥として飛来し、クルマエビ養殖に被害を与えている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和8年度）		軽減率
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	
インドクジャク	0.99 ha	748 千円	0.79 ha	597 千円	20%
イノシシ	0.1 ha	24 千円	0 ha	0 千円	100%
ハシブトガラス	23 戸	24 千円	12 戸	12 千円	50%
キジバト	0.1ha	59 千円	0.09ha	29 千円	50%
スズメ	23 戸	24 千円	12 戸	12 千円	50%
カワウ	500 匹/日	80 千円/日	250 匹/日	40 千円/日	50%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>・インドクジャクは平成 19 年度から銃器による駆除を実施。平成 31 年度から罠による捕獲、手捕りによる雛の捕獲、営巣卵の採取を開始。</p> <p>・イノシシは森林からサトウキビ畑への進入口に、くくり罠や箱罠を設置し捕獲。定期的に八重山地区猟友会による巻き狩りを実施。加えて、監視カメラを設置し生息範囲の調査を実施。</p> <p>・カラスは平成 24 年度から銃器による駆除を実施。</p> <p>・キジバトは令和元年度から、スズメ、カワウは令和 2 年度から地元猟友会による駆除を開始。</p>	<p>・生息域の縮小を図りながら、警戒心の強い個体をいかに捕獲していくかが課題。</p> <p>・個体が減ってきている状況で、根絶に向け粘り強く捕獲成果を上げていく必要がある。</p> <p>・捕獲数は増えているが、繁殖数の増加に追いついていない。</p> <p>・キジバト、スズメの罠・網による捕獲方法の確立。 ・カワウに関しては毎年飛来数が増加しており、被害防止策、効率の良い駆除方法の確立。</p>
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	該当なし

- (注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

インドクジャクについては目撃情報をもとに生息確認を行い、猟友会、専門業者、森林組合等の実施協力のもと、個体捕獲及び営巣卵採取を行う。イノシシについては生息調査をもとに、罠による捕獲を中心に行う。カラス、キジバト、カワウについては被害情報をもとに生息確認を行い、猟友会を中心に捕獲業務を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

宮古島市の分業体制：
農政課（カラス、イノシシ、キジバト）、環境保全課（外来鳥獣）、畜産課（カラス、キジバト、スズメ）、水産課（カワウ）
地元猟友会への業務委託：
インドクジャク・イノシシ・カラス・カワウ捕獲
他地区猟友会への依頼・協力：
インドクジャク捕獲、イノシシの巻き狩り
業者等への業務委託：
イノシシ、インドクジャクの生息調査、インドクジャク営巣卵の採取

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	・インドクジャク ・イノシシ ・全種	・ドローンを使用した生息調査。 探索犬による営巣卵探索。ねぐら調査捕獲。 営巣卵採取の協力事業者の模索。 伊良部地区根絶に向けた調査。 ・センサー付き箱罠の導入。 猟犬を使用した巻き狩りの実施。 ドローンや監視カメラを使用した生息調査。 ・広報誌等における捕獲従事者の募集。 各猟友会の交流による捕獲研修の実施。

令和 7	同上	同上
令和 8	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
インドクジャク	: 過去3年平均で600羽以上の捕獲が続いている。引き続き捕獲圧をかけていくことにより、この3年間で生息域の縮小を目指す。
イノシシ	: 令和5年度までに10頭未満の生息が考えられる。生まれた個体を確実に捕獲し3年間で根絶に近づける。
ハシブトガラス	: 3年間で被害減少へ持っていく。
キジバト、スズメ	: 3年間で被害減少へ持っていく。
カワウ	: 冬季(10月~4月頃)に50羽以上飛来。 3年間で被害半減を目指す。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
インドクジャク	600羽	600羽	600羽
イノシシ	5頭	5頭	5頭
ハシブトガラス	500羽	500羽	500羽
キジバト	500羽	500羽	500羽
スズメ	500羽	500羽	500羽
カワウ	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
インドクジャク	: 市内全域で通年、銃器・罠・網・手捕りにより実施。
イノシシ	: 市内全域で通年、銃器及び罠により実施。
ハシブトガラス	: 市内全域で通年、銃器・罠・網による駆除を実施。
キジバト	: 市内全域で通年、銃器・罠・網による駆除を実施。
スズメ	: 市内全域で通年、銃器・罠・網による駆除を実施。
カワウ	: 冬季(10月~4月頃)、養殖場周辺において、銃器により駆除を実施。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
警戒心の高いインドクジャクの捕獲において、有効射程の短い散弾銃や空気銃だけではなく、殺傷能力が低く安全である小口径ライフル銃の使用が有効であると思料する。今後、個体数が減少し捕獲が困難になっていくことが確実であるため、小口径ライフル銃使用、及び夜間の銃使用の可能性を検討していく。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宮古島市全域	インドクジャク（成体、雛、卵）、イノシシ、ハシブトガラス、キジバト、スズメ、カワウ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
インドクジャク、イノシシ、ハシブトガラス	該当なし	該当なし	該当なし
キジバト	該当なし	該当なし	該当なし
スズメ、カワウ	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	・インドクジャク、イノシシ ・ハシブトガラス、キジバト、 スズメ、カワウ	・生息域の実態調査 ・被害場所の実態調査
令和7	同上	同上
令和8	同上	同上

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

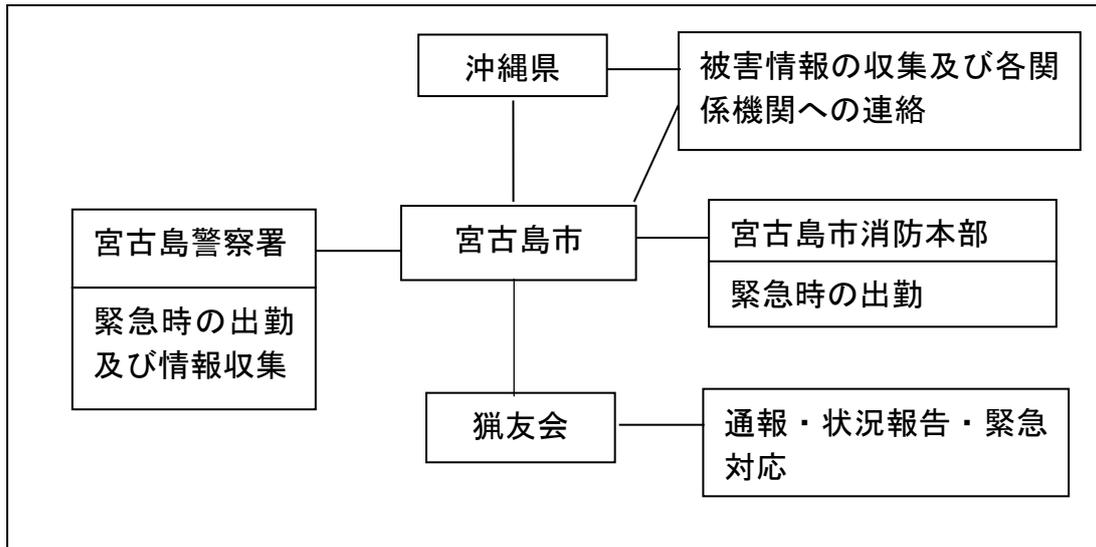
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮古島市 農林水産部 農政課 環境衛生局 環境保全課 農林水産部 水産課	・鳥獣被害に関する情報収集 ・猟友会の活動に関係する警察及び各行政区等への通知 ・緊急時の情報収集及び各関係機関への連絡
沖縄県猟友会宮古地区	・緊急時の市担当課への連絡
宮古島警察署	・駆除活動時の通報への対応
宮古島市消防本部	・緊急時の通報への対応及び出勤
沖縄県	・被害情報の収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に自己責任にて処理する。

肉としての利活用や、捕獲現場での埋設等を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・スズメ：

食品として利用方法の情報が少ないが、利用の可能性を検討していく。

・イノシシ、カワウ：

捕獲者による自家消費。

・インドクジャク、ハシブトガラス、キジバト：

捕獲者による自家消費及び地元産食材として島内外で有効活用されている。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会	宮古島市鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称		役割
宮古島市 農林水産部 農政課 宮古島市 環境衛生局 環境保全課 宮古島市 農林水産部 水産課	鳥獣被害防止計画作成 有害鳥獣駆除業務実施	
宮古島市 農林水産部 みどり推進課 宮古森林組合	情報提供 有害鳥獣駆除実施協力	
宮古島市 農林水産部 畜産課 沖縄県宮古家畜保健衛生所 JA おきなわ宮古地区畜産センター	情報提供 農家との情報交換	
沖縄製糖株式会社 宮古製糖株式会社	農家との情報交換	
JA おきなわ宮古地区営農センター	農家との情報交換	
沖縄県農業共済組合宮古支所	被害状況の調査等	
沖縄県猟友会宮古地区	有害鳥獣駆除実施	
沖縄県宮古農林水産振興センター 農林水産整備課	防除方法の指導、助言	
沖縄県宮古農林水産振興センター スタッフ	防除方法の指導、助言	
沖縄県宮古農林水産振興センター 農業改良普及課	情報提供	

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

沖縄県猟友会宮古地区及び関係機関の職員を鳥獣被害対策実施隊として配置し、市の担当職員が指導監督に当る。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

生息域の実態調査を有害鳥獣実施隊においても実施

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・被害地域の自治会を通して農家への連絡、被害調査、実施時の体制等、常に連絡が取れるように実施体制図を作成し周知を図る。
- ・野生イノシシが豚熱及びアフリカ豚熱に感染している可能性を考慮し、狩猟の際は適正な処理・消毒等を実施する。(CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き)
- ・死亡イノシシを発見した場合は、豚熱及びアフリカ豚熱の感染確認検査を行う必要があることから、死亡個体を発見した時は、必ず市町村から管轄する家畜保健衛生所へ通報し指示を仰ぐものとする。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。